

アクションプラン(行動計画)

1)分権型社会に対応した自治体のあり方 (1)協働と参画による行財政運営 ①市民参画の推進とその方法

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
1)-(1)-①-A	自治基本条例の制定	行政改革課	市民参加を推進し、市民が知恵を出し合っって創意工夫しながらまちづくりを進めるための、基本ルールを定める。そして、「市民が主役の市民本位のまちづくり」を進めていく。	一般公募による市民で構成する「自治基本条例をつくる会」を立ち上げ、地方自治の主体者である市民と行政・議会との関係や、ルールづくりの必要性について、自主的に協議している。	「自治基本条例をつくる会」を中心に、活動内容を開示して常時市民の参加を呼びかけるなど、市民の市政に対する関心や参加意欲を醸成する。そして、まちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方や原則を定め、市民が市政へ参加する権利を保障し、かつ、まちづくりにおける市民・行政・議会の役割を明確化する「自治基本条例(仮称)」を制定する。	着手		完了			
1)-(1)-①-B	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	行政改革課 関係各課	市民サービスに直接影響を及ぼす基本的な行政事項について、その決定過程で広く市民の意見を聴取し、行政運営に反映させる。	平成18年10月に市民意見公募(パブリックコメント)制度実施要綱を作成し、広報紙とホームページを通じて広く市民意見公募を実施している。 対象となる案件は、以下のとおりである。 ・市の基本構想及び施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定・改定 ・市の基本的な制度を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例の制定・改廃	現行の市民意見公募(パブリックコメント)制度を適正に実施するとともに内容を充実していくことで、市民の市政への参加を促進する。また、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、市民への説明責任を果たして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(1)-①-C	提案型公共サービス民営化の実施	行政改革課 関係各課	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間事業者任せにする。そして、行政のスリム化、効率化を実現する。	介護保険制度の開始に伴う民間介護事業者への事業主体の移管や、公共施設の管理における指定管理者制度の導入を除き、原則として公共サービスの民営化は行っていない。 職員において実施できないものについては、従来から民間へ業務委託している。	法的に行政が直接実施しなければならないものや、個人情報保護の観点から民間事業者への移行が適当でないもの等を除き、本市が実施している事務、施策、事業を全てリスト化して公開する。そして、企業、NPOや市民活動団体などから民営化の提案を募集し、コストとサービス内容を総合的に審査する。その結果、市が実施するよりサービスが向上しコストが削減できるなど市民にとって有益と判断したものについて、事業者からの提案に基づき民営化を進めていく。	準備	実施	継続	継続	継続	継続
1)-(1)-①-D	住民投票条例の制定、活用	総務課	地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、常に市民の意思を問うことのできる制度を設ける。	平成18年7月1日から常設の住民投票条例を施行して、住民投票の請求又は発議が常時できる環境づくりをしている。 対象となる案件は、市の行う事務のうち、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認められる事項である。	現在の住民投票条例について市民に周知することにより、市民の意思を市政に的確に反映していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
1) - (1) - ① - E	まちづくり市民会議の開催、充実	広報広聴課 関係各課	まちづくりを進めるにあたっての課題について調査・検討を行い、市民の視点から意見を述べ提言を行う場として、まちづくり市民会議を開催する。	市のまちづくりについて、広く市民の意見を取り入れるとともに、市民の市政参画を促進する制度として、平成17年5月10日に「まちづくり市民会議要綱」を作成した。そして、市長が定める課題について、市民の中から公募により委員を選考して、公開により調査・検討し提言を受けている。	市政全般における各種課題について、必要に応じて「まちづくり市民会議」を開催することで、行政主導ではない市民の意思による市民主体のまちづくりを推進していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1) - (1) - ① - F	提言箱、メール等による意見聴取	広報広聴課	不特定多数の市民の声に耳を傾け、その想いを行政に反映させるシステムとして、提言箱やメールを媒体にした意見聴取を行う。	市内の公共施設25ヶ所に提言箱を設置して、行政について気付いたことや感じたことを気軽に提言できる環境づくりをしている。また、ホームページを利用してメールによる提言も常時受け付けている。いずれにおいても、原則として、氏名、連絡先等を記載してあるものについては回答している。	市民の声に耳を傾け、市民の思いを尊重する「行政の耳」ともいえる機能を充実し、有効な意見や提言については、積極的に行政運営に取り入れていく。また、提言箱の設置箇所についても、公共施設だけではなく、市内の駅やショッピングセンター、金融機関等にも拡大していく。そして、提言する機会を増やすことで、市政参画への意識醸成に努めていく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (1)協働と参画による行財政運営 ②NPO等市民団体との協働

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(1)-②-A	活動拠点としての市民活動支援センターの設置	市民活動推進課	市民の自主的な活動に対して一層の推進を図り、官民協働に基づく市政運営を進めることを目的に、様々な活動や情報交換の場となるような市民活動支援センターを設置する。	市民の自主的な活動の場として、公民館の団体会議室を開放している。しかし、各団体の自立を促す活動拠点としての位置づけではなく、あくまでも会議や作業の場の提供という意味合いが強い。	市民の自主的な活動を促進し、行政依存型からの自立と団体育成を目的として、市民活動支援センターの設置について検討する。まず、利用対象となる市民団体等に対し意向調査を実施して、ニーズを把握する。また、先進地の事例を検証して、管理運営体制や財政的支援等について内容を協議して行く。併せて、まちづくり市民会議「市民活動支援センター構想部会」を立ち上げ、施設の位置づけ、設置の必要性、管理運営方法等について、市民の目線から協議していただく。その結果により、具体的な設置時期について決定する。	準備	検討	実施			
1)-(1)-②-B	ボランティア等自主的な市民活動の育成と活動支援	市民活動推進課	ボランティアやNPOなど自主的な市民活動のノウハウと活力を、市民参画として行政運営に反映する。そして、市民本位による身近な行政の確立と、財政運営の効率化を行う。	本市には、市民による自主的なボランティア等を統括・集約し、需要と供給の調整をする機能や所管部署はない。ただし、福祉分野のみに限っては、社会福祉協議会がボランティアセンターを設置して、ボランティアコーディネーターが各団体の登録や利用者の把握に基づく調整を行っている。また、このセンターの運営協議会に、本市の関係各課が参加している。	市民が自らの価値観や信念等に基づき、自らの生活とコミュニティーへの貢献を目的に自発的に行う市民活動について、その育成と活動支援を行う。まず、「市民活動推進条例」或いは「市民活動推進基本方針」のような総合的・計画的な指針を整備する。そして、この指針に基づき、ボランティアやNPOなどのサービス提供側と、行政や市民利用者などのサービス需要側の状況を把握して、両者を調整するコーディネート部門を設置するとともに、活動を支援していくための財源調達として「市民活動支援基金(仮称)」を設置し、広く市民からの寄附協力を募っていく。	準備	実施	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (1) 協働と参画による行財政運営 ③ 審議会等の見直し ④ 市民、職員の意識醸成促進

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
1)-(1)-③-A	既存審議会の条例、規則等の見直し	関係各課	行政運営や政策決定に参画する審議会等の会議に、広く市民が参加できるようなシステムを構築する。	各種審議会や委員会について、職員、行政関係者及び市が選任する識見者等のみで構成されているものがある。 また、条例によらず単に要綱等により設置された委員会もあり、予算支出においても「委員報酬」と「報償費」の取扱いが曖昧である。	執行機関の附属機関である各種審議会や委員会について、委員の一般公募枠の設置を義務づけ、政策決定過程における市民参画を促進していく。 また、単に要綱等により設置されている委員会等について根本から見直し、必要があれば条例・規則を整備するなど適正な事務処理をしていく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1)-(1)-④-A	シンポジウム、パネルディスカッション等の開催	広報広聴課 行政改革課 関係各課	民間講師によるシンポジウムや市民パネラーによるパネルディスカッションを通じ、市民の行政への理解度と参加意欲を高揚する。	男女共同参画など特定なテーマについてのシンポジウムや、生涯学習としての文化教養講座等を開催している。 しかし、行政運営に係る一般的なテーマや本市に特化した地域的なテーマについて、シンポジウムやパネルディスカッションを開催してはいない。	行政運営について市民と行政が共に学び共通理解を促進する場と、共に議論し方向性を見出せる場を、必要に応じて提供していく。 具体的には、市民の関心のある行政事項について、行政からの情報提供と併せて、民間講師によるシンポジウムや市民パネラーによるパネルディスカッション等を開催する。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (2) 説明責任の遂行と透明性の向上 ① 市民との情報共有化の推進

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
1) - (2) - ① - A	広報紙、ホームページの充実	広報広聴課 関係各課	市広報紙とホームページを充実し、行政から市民への情報伝達機能を強化する。	広報紙は広報広聴課の編集により月2回発行している。 また、ホームページについては総括管理は広報広聴課で行い、内容やデータの更新は各課で常時行っている。	市民の行政に対する意識が「無関心」から「関心の高まり」へと移行しつつある。したがって、広報紙について分かりやすさや親しみやすさを確保しつつ、従来からの「お知らせ型広報」から「問題提起型広報」へ移行していく。併せて、市民の視点から物事を捉え地域との密着を深める意味から、特派員制度や市民モニター制度の導入について検討していく。ホームページについては、頻繁に更新することで新鮮な情報を市民に提供していく。また、各種行事の申込み、行政サービスの申請及び施設予約等が可能となるよう検討していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ① - B	情報公開、個人情報保護制度の充実及び適正な取扱い	総務課 関係各課	情報公開、個人情報保護制度を充実させるとともに、適正な取扱いをすることで、市政に対する市民の信頼と理解を深め、市民の市政への参加を促進する。	合併前の旧市町の条例を引き継ぐかたちで、情報公開条例及び個人情報保護条例を制定し、適正な事務処理と取扱いを実施している。	市民の情報公開請求に対する迅速かつ適切な対応が、市政への関心を高めることに寄与することから、開示適否の決定を早める。また、個人情報保護に対する職員の意識をより一層向上させ、研修の実施やマニュアルの作成により適正な事務処理を徹底していく。	一部実施	準備	電子化着手	完了	継続	
1) - (2) - ① - C	公共施設における市議会の完全中継	議会事務局 情報管理課	市役所、総合事務所、支所及び公民館など公共施設のロビーにおいて、市議会を完全中継する。	市議会一般質問の質疑応答状況について、平成14年12月議会から、庁内及び公共施設を網羅している光ケーブル専用回線により、市役所と公民館のロビー等にて中継している。	政策の最終決定過程である市議会について、一般質問の質疑応答だけでなく、議案説明や討論、採決の状況も含めて完全中継する。また、中継場所についても、各支所等年次的に拡大していく。	準備	実施	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ① - D	自宅等における市議会視聴の実現	議会事務局 情報管理課	市民が自宅や仕事場において、市議会の審議状況を視聴できる環境を整備する。	本市の行政LANシステムに接続されている端末ディスプレイにおいてのみ、視聴できる。現在、市民は市役所と公民館のロビーで視聴できる状況である。	市民が自宅や仕事場などにおいて手軽に市議会を視聴できる環境づくりを目的に、市議会の審議状況を録画したDVDを製作し、図書館や公民館等で無償貸出しする。併せて、希望者にはDVDの実費価格にて販売する。また、映像をファイル化しインターネットによる24時間配信について、調査・研究し整備していく。	準備	実施	継続	継続	継続	継続

1) - (2) - ① - E	審議会等会議の公開	関係各課	行政運営や政策内容を協議する各種審議会や委員会等について、市民の傍聴を可能とし、会議録も公開する。そして、市民の市政への関心を高め、行政の透明性を確保する。	市議会の本会議及び各委員会については一般傍聴可能である。また、本会議の会議録はホームページにより常時公開しており、委員会の会議録は情報公開制度に基づいて開示している。 一方、各種審議会やその他の委員会や協議会の会議については、非公開ではないが公開についての啓発をしていない。	市議会関連会議のみならず、行政の方向性や政策を決定する各種審議会等の会議について、市民の傍聴を積極的に啓発する。また、会議録を公開することで行政の透明性を高め、市民の市政への関心を高めていく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ① - F	対話の日、市政説明会の開催	広報広聴課	市民に対し、新鮮でありのままの行政情報を分かりやすく提供する。併せて、直接対話により具体的な市民の想いを把握し、行政運営に反映させる。	平成17年度から、隔週のペースで市内各所(概ね自治会単位)において市長による「対話の日」を開催している。市長を中心に円座になって、行政運営全般のこと或いは地域に特化したことなどについて、対話形式により話し合っている。 また、平成19年度は、市民サービスに影響のある重要事項や広く市民にお知らせすべきことについて、中学校区単位で市政説明会を開催している。	市民が行政に関心をもち、行政を身近なものと感じて、自分も何らかのかたちで参加してみようという気持ちになれるよう、現在の対話の日や市政説明会を継続し、市民の参加を呼びかけていく。 特に、市政説明会については説明事項を拡大して、単に結果報告ではなく、行政の意思決定過程における市民への情報提供と意見聴取の場としての機能も付与していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ① - G	出前講座の開催及び講座内容の充実	広報広聴課 関係各課	様々な団体が情報を受け取る場の提供として、職員が積極的に出向いて行政について説明する出前講座を実施する。	本市の行政運営全般に係る13分野60項目以上について出前講座メニューを設定して公開し、市民からの随時の要請に応じて、関係職員が現地に出向いて説明している。	出前講座のメニューをできる限り追加し、細部にわたる行政情報の提供に努める。更に対象団体に合った分かりやすい説明ができるよう職員研修を充実していく。 また、講座メニューによっては公共として積極的に啓発すべき内容のものも多々あるので、呼ばれたら行くという「待ち」の姿勢だけではなく、公民館の主催講座に盛り込むなど、積極的な情報提供に努め、行政と市民との距離感を縮めていく。	実施	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

アクションプラン(行動計画)

1) 分権型社会に対応した自治体のあり方 (2) 説明責任の遂行と透明性の向上 ② 様々な行財政情報の公開

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度						
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～	
1) - (2) - ② - A	財政計画・バランスシート・行政コスト計算書の作成公表	財政課	本市の実情に即した中長期的な財政計画を作成して公表する。更には、企業会計手法による財務分析結果を公表することで、行政と市民が財政実情に対する認識を共有する。	財政計画については、合併前に合併法定協議会において作成され、新市建設計画と併せて公表された。現在のところ、実情とは大幅な乖離を生じている状況である。合併以降、本市の現状に即した財政計画は、作成されていない。 また、バランスシート及び行政コスト計算書については、平成18年度に作成し公表している。	本市の実情に即して中長期的な収支見通しを示した財政計画を作成し、その内容をわかりやすく公表する。そして、計画作成にあたり設定した行政改革内容(努力目標)について、市民の理解を得ながら着実に実行していく。また、景気の動向、地方財政計画及び国・県の制度改正等に伴う定期的な見直しを行い、より身近で現実的な財政計画であるよう配慮する。 更に、企業会計の手法を用いたバランスシートや行政コスト計算書等を作成することで、資産や負債といった自治体のストック情報と、性質別経費ごとのコスト情報を明らかにし、従来の財務手法とは違った視点から財政状況を分析する。そして、その内容を公表していく。	実施		見直し				見直し
1) - (2) - ② - B	予算・決算状況等のわかりやすい公表	財政課	予算・決算の状況及び財政運営の状況等をわかりやすく公表し、本市財政状況に対する市民の関心と理解を高揚させる。	地方自治法の規定に基づき財政状況の公表に関する条例を定め、年に3回広報にて公表している。 主に、毎年度4月には新年度予算の状況と財政運営方針を、7月には前年度4月から3月までの予算執行状況を、11月には当該年度上半期の予算執行状況と前年度決算の状況を公表している。できるだけ解りやすい内容になるよう、グラフを多用したり一般的な世帯の家計簿に例えるなど、工夫を凝らしている。しかしながら7月の公表について、公表時には前年度決算が確定しているにもかかわらず、出納閉鎖期間(4月～5月)の歳入歳出分が含まれていないため、誤解を招きやすいという点は否めない。	従来にもまして、読みやすく解りやすい内容になるよう努めていく。 また、誤解を招きやすい7月の公表については、決算は確定しているが市議会による決算審議の前であるということに配慮しつつ、出納閉鎖期間の歳入歳出状況を読者(市民)が勘案できるような内容に変更する。	実施	継続	継続	継続	継続	継続	
1) - (2) - ② - C	予算編成過程・事業進捗過程等の公表	財政課 関係各課	予算編成の状況や事業進捗の状況等をできるだけ頻繁に公表することで、開かれた行政を実現する。	予算編成過程における状況は公表しておらず、予算確定後に記者発表している。平成19年度当初予算については、確定後、広報紙に特集記事を掲載した。 また、事業進捗過程については、当該年度における工期以外は公表していない。	予算編成過程において節目に経過を公表することで、財源の状況や施策・事業の取捨選択の動向について、市民に新鮮な情報を提供する。それにより、市民の意見と協力が反映できる予算作りに努める。 また、継続事業等における進捗状況についても、事業の再評価も含めて毎年度公表することで、市民の理解と協力を仰いでいく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続	

1) - (2) - ② - D	総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	人事課 病院局 水道局	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な適正職員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。	平成17年度末に公表した行財政改革プランにおいて、国が示す類似団体との比較により、水道局、病院局を除く定員管理目標数値を公表した。 更に、平成18年度には、病院局、水道局も含めた総合的な定員適正化計画を作成し公表している。	平成18年度に作成・公表した総合的な定員適正化計画に基づき、適正な人事管理を行う。 そのため、公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、或いは、提案型公共サービス民営化やアウトソーシングなど、行政運営形態の変化に対応していく。 併せて、社会経済情勢の変化等に伴う行政需要や市民ニーズの複雑化、多様化にも対応する必要があり、今後、職員数が激減することが予想される中で、経過的な手法も加えながら、定員適正化計画の適時適切な見直しを行う。	実施	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
1) - (2) - ② - E	職員給与状況等人事運営についての公表	人事課 病院局 水道局	職員給与状況を含めた人事行政運営等の状況について、水道局及び病院局の状況も含め、毎年度市民に対し、迅速にわかりやすく公表する。	毎年3月1日号の広報で、その年度4月1日現在における人事行政の状況を掲載している。ホームページ上の関連ページは、毎年3月に更新している。掲載内容は、いずれも国から通達で示された様式を基本とし、国のほか類似団体や民間企業の数値を併記して、給与水準が比較できるような一定の配慮がなされている。ボリュームについては、紙面量の制約により、ホームページのほうが充実した内容となっている。 しかしながら、ほとんどが表で構成され数値表記が多いため、見づらいついては否めない。また、病院局職員の給与状況が盛り込まれていない。	可能な限り迅速で解りやすい公表に努める。その内容は、病院局・水道局も含め本市全体の人事行政の運営状況を掲載することとし、国が示した様式を活用しつつ、グラフを多用するなど見やすい紙面づくりに心がける。併せて、専門用語の説明を加える等わかりやすい内容にしていく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ② - F	行政評価システムによる施策・事業評価の公表	企画課	市が行った仕事などの程度の成果を上げたのか、今後どのように期待できるのか等をわかりやすい指標等を用いて評価した結果を公表する。これにより、行政の透明性を確保して、市民に対する説明責任を果たし、評価の各段階における市民の積極的な参画を促進する。併せて、市民と行政が課題を共有するパートナーシップを築いていく。	行政の目標の設定や達成率などを図るシステムが確立されていないことから、市民にとって行政運営が見えにくい状況が生じている。このことが、市民の行政に対する関心度を低下させる一因となっている。 現在の行政評価方法は、行政内部での判断評価となっており、第三者の的確かつ厳しい評価が十分になされていない。また、国、県の補助事業について、公共事業を中心に事前評価を行っているが、市民に公表はしていない。	様々な立場の市民が、それぞれの視点に立って行政の仕事を判断し、情報を共有するため、行政評価の結果を速やかに公表する必要がある。そのため、ホームページ・広報紙などを通し、単なる数字・表の羅列ではなく、わかりやすく親しみやすい形態で施策評価、事務事業評価のすべての結果を公表していく。 また、行政評価について、総合計画の体系と関連づけ、事務事業が総合計画の目的に沿って行われているか、成果があげられているかを相対的に評価するものであると位置づけ、その結果をわかりやすく市民に公表していく。その内容としては、市民が知りたい施策、事務事業評価の結果に簡単にたどり着くことができるように工夫する。	準備	実施	継続	継続	継続	継続
1) - (2) - ② - G	外部監査システムの導入	監査委員事務局	地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、外部監査制度を導入する。これにより、監査機能の独立性と専門性の向上を図り、監査機能に対する住民の信頼性を向上させる。	外部監査制度は導入していない。識見者と議会選出による2名の監査委員により、監査を行っている。ただし、識見者については、従来から職員OBを登用してきたが、合併後の新市においては民間から登用し、行政の外部からの目線で監査を行っている。	本市の場合、外部監査制度を導入しなければならぬ法的義務はない。しかしながら、監査機能の独立性、専門性及び信頼性の向上の観点から、外部監査によるメリットはあると思われる。 導入に際し新たな経費負担を生じることから、当面は、外部監査することを請求・要求されたテーマのみを取扱う「個別外部監査」の導入について検討する。「包括的外部監査」については、将来の検討課題とする。		検討	検討			

1) - (2) - ② - H	公債費、債務負担行為等適正化計画の作成公表	財政課	将来にわたる財政負担を伴う公債費及び債務負担行為等について、適正な財政運営に資するよう計画を作成し公表する。	<p>地方公共団体の一般的な収入に占める地方債の償還額や債務負担行為による支払い、及び下水道事業や水道・病院事業などへの公債費に準ずる繰出金相当額の割合として、平成18年度に新たに「実質公債費比率」という指標が用いられた。</p> <p>本市は、この数値が平成17年度決算で23.7%、18年度決算では制度変更により24.5%と県内で最も高い状況である。18%以上の団体は、公債費負担計画を作成しなければ地方債の発行ができないことから、平成18年度末に平成24年度末までの計画を作成し公表している。</p>	平成19年度に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨に鑑み、適正な財政運営を行っていくため、公債費負担適正化計画を定期的に見直し公表していく。	実施		見直し			見直し
------------------	-----------------------	-----	--	---	---	----	--	-----	--	--	-----

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築 ① 行政評価システムの構築

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (1) - ① - A	施策評価システム及び事務事業の優先度評価制度の導入	企画課	<p>総合計画・基本計画の体系に基づいた施策評価システムを導入し、前年度の成果を基に将来に向けての施策の方向性を市民に示す。これにより、施策の課題解決に向けて、市民がまちづくりに参加しやすい環境を整える。</p> <p>併せて、限られた財源で総合計画の実現を行なうため、事務事業の優先度を決定する評価制度を導入する。</p> <p>また、政策・施策の優先度と事務事業の優先度の評価を、行政評価の一環として位置付けし、予算編成にも反映させていく。</p>	<p>合併前に、旧市町の総合計画を調整した新市まちづくり計画を公表した。また、新たに、市民のアンケート調査や市民会議、ワークショップなど様々な手法により市民の意見を集約した新市の総合計画を平成19年9月に公表したところである。</p> <p>なお、施策評価については、具体的な評価手法は整備されていない。</p> <p>一方、臨時・投資的な経費については、簡易な優先順位付けを担当課で行っている。その内容は、基本計画・実施計画に沿っているかどうかを中心として行われており、各事業の内容を十分に吟味するものではない。</p> <p>また、経常経費においては優先順位付けを行っておらず、財源不足の状況により、予算カットという形で事業の縮小、休廃止が決定されている。</p>	<p>総合計画の基本計画と完全にリンクした施策評価システムを導入する。</p> <p>評価の対象範囲は、基本計画に掲げる全ての施策(約60項目)とし、施策ごとに施策評価表を作成する。評価の実施主体は、関係課5～6名の課長とし、主管課長を中心に市民の目線で評価していく。また、評価方法は実績評価を中心とし、市民と行政の役割分担の明確化や職員人件費を含んだコストの実績評価も行う。</p> <p>更に、マネージメントサイクルの実現方法として、上位の政策評価組織において施策の方向等を協議し、市民の意見を次年度に向けた施策方針(改善策)に反映させていく。実績評価の指標の選定は困難な要素が多いので、市民の知恵を借りながら試行錯誤で精度を高めていく。</p> <p>また、各施策評価の中で事務事業の優先度を評価する項目を設け、その内容を市民に公表する。</p>	準備	実施	見直し	見直し	見直し	見直し
2) - (1) - ① - B	事務事業評価システムの導入及び事業評価制度に基づく実施事業の厳選	企画課 財政課	<p>市民サービスの向上と事務の合理化を目指し、市民と共に課題を解決するために事務事業評価システムを導入する。評価の更新は毎年行い、予算編成にも活用する。</p> <p>また、行財政健全化の視点は、市民協働・市民自治の推進、徹底した効率性の追求、自主性・自立性の確保及び持続可能な財政運営から見る事ができる。したがって、投資・臨時的事業の選択にあたっては、市民の自主性を尊重する仕組みにおいて代替案の比較などの検討を行う。併せて、市民生活や地域の特性に根拠をおいた施策を推進するため、将来にわたっての負担を考慮し、広く市民に利益をもたらす事業を厳選して重点的に取り組んでいく。</p>	<p>新規事業や臨時・投資的経費は、予算査定のための評価について、ランク分けによる優先度評価という形で行なっているが、経常的な事業については、客観的に評価するシステムがない状況である。</p> <p>また、全ての事業について市民に公表するための評価は行なっていないことから、施策の成果向上に向けて市民からの提案も出にくい状況にある。</p> <p>一方、市の総合計画(基本構想、基本計画、実施計画)に基づき、実施事業の選択が行われているが、実態としては、予算編成において事業を行うための財源調達が可能かどうか、事業採択における最大の要因となっている。</p>	<p>実施計画とリンクした事務事業評価システムを導入し、その評価結果を市民に公表することで、情報を共有していく。</p> <p>対象となる事業は1,000を超える全ての事務事業である。実施計画との整合については、事務事業を全て実施計画に搭載することを基本とするが、事務事業を基本計画の施策の体系である約180の基本事務事業に集約した形でも可とする。評価の実施主体は各事務事業の担当係長とし、評価の内容は、必要性、効率性、有効性及び公平性の観点からの評価とするとともに、情報公開、情報共有の観点からの公表を行っていく。</p> <p>更に、マネージメントサイクルの実現方法として、上位の施策との関連や貢献度について明らかにしていく過程で、市民の意見を公表するとともに、改革案や改善方向を示していく。また、上位施策の主管課の課長より上位施策貢献度のチェックを受けることとする。これにより、評価の公表と情報共有を推進し、事業実施に係る説明責任を果たすとともに、意志決定過程の透明性の確保に努める。また、上位施策への貢献度や優先度評価なども含め、事業評価制度に基づく実施事業の厳選を行う。予算編成においてはマネージメントサイクルにおいて検討された方向性を尊重し、将来への財政負担についても考慮する。</p>	準備	実施	見直し	見直し	見直し	見直し

2) - (1) - ① - C	新規事業に係る事業評価制度の検討	企画課	新規事業の厳選に係る判断資料として、公平・客観的な評価制度を導入する。また、市民生活に与える影響が大きい新規事業については、評価結果を事前に公表するとともに、事業完了後の検証においても市民に公表していく。	新規事業の採択に係る判断資料として事業の優先度についてランク分けを実施しているが、簡易な評価基準に基づくもので、各事業を多角度から評価したものではない。また、国、県の補助事業は公共事業を中心に事前評価を行っているが、あくまでも補助採択を受けるための評価であり、市民には公表していない。	新規事業に係る事業評価制度を導入し、その内容を公表することで、情報共有と事業効果の向上を図る。 評価の対象は全ての新規事業とするが、上位施策の改善案など事前評価にそぐわないものについては、事務事業評価の中で評価していく。当面は、国や県から事前評価を義務付けられている事業を評価対象とし、いずれは全てのハード・ソフト事業に評価範囲を拡大していく。評価の内容は、事前評価と途中経過・事後の検証をベースとし、市民に分かりやすく説明していく。また、費用対効果の分析の中には、減価償却や維持管理費などについての事業運営コストも含めて検討する。更に、マネジメントサイクルの実現方法として、事前評価の段階で検討した複数案の中からの選択過程や、改善見直しの過程を可能な限り明らかにするよう務める。そして、公表後においても市民の意見を取り入れるよう心がけていく。		実施	継続	継続	継続	継続
2) - (1) - ① - D	既存事業に係る再評価制度の導入及び事業再評価制度に基づく継続事業の見直し	企画課	総合計画の政策や施策の展開に影響するような重大な事業展開について、市民の意見を反映するため、外部委員で構成する委員会を常設して審議内容を公表していく。これにより、市民の意識や社会情勢の変化等に伴い事業の必要性が損なわれたものや、継続が不適切になったものについて、積極的に中止・廃止を行う。	各部署において、所管事業や施策の見直しを常に行っているが、既存事業について根本から再評価する制度はない。複数年にわたる普通建設事業のうち、国、県の補助対象事業については、補助採択継続の資料として、見直し評価を行うことはあるが、市民に公表していない。また、行政主導で事業が進められていることから、行政の取組状況が市民にわかりづらい。また、市民のニーズを行政が的確に捉えているとは言い難い状況である。一定のルールに基づいた事業評価制度がないため、事業の必要性の有無や取捨選択が不明瞭であり、特に継続事業を中止する場合、利害関係者の正しい理解を得ることが非常に困難である。	既存事業に係る事業継続可否の判断資料として、再評価制度を導入する。また、一般公募等による委員を含む再評価委員会を設置し、審議の過程、内容等を公表していく。評価の対象は全ての既存事業とする。ただし、上位施策の貢献度が低く当初の役割を終えたと判断されるものについては、事務事業評価の様式に基づき事業廃止を市民に予告し、一定期間を経て事業廃止を行う。なお、再評価委員会で審査するのは、公共事業の再評価(未着手、長期継続中)が必要なもののほか、行政だけの判断では廃止や統廃合が困難な事業で、ハード・ソフト事業の区別なく事業開始後5年以上経過したもの又は急激な社会変化による見直しが必要となったものとする。		準備	実施	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (1) 総合計画と連動した行政評価システムの活用による新たな行財政運営の構築 ② 施策別枠配分予算への移行

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (1) - ② -A	減価償却、維持管理費等を含めた施策・事業コストの明確化	財政課 関係各課	現金主義の単年度予算・決算には概念のない減価償却費等を考慮して算出した施策・事業コストと、その財源構成を明らかにすることで、各施策・各事業の効率化を図る。	自治体の普通会計は、歳入歳出予算・決算という現金主義で単年度処理されており、減価償却費など非現金支出の概念がない。予算書・決算書は行政目的別に分類されており、歳出の性質別に分類分けされることはあるが、施策別・事業別に分類されてはいない。また、公営企業会計においては、複式簿記による企業会計の手法を採用し、非現金支出や退職給与引当金等将来的な費用負担の概念が認識されている。しかし、普通会計と同様に予算・決算は目的別に分類されており、施策別・事業別のコストを正確に把握できるものではない。	減価償却費、人件費、維持管理費等を含めた施策別・事業別のコスト計算書を作成することで、各施策、各事業に要するコストを明確にする。また、受益者一人当たりの単位コストについて明らかにする。これにより費用対効果、受益者負担の観点から、事務コストを再考することができ、施策・事業の取捨選択に役立てることができる。また、特定の施策や事業によっては、そのコスト内容を公表することで、市税など市民の一般財源負担に基づく対価(市民サービス)に係る理解度を深めていく。	実施	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2) - (1) - ② -B	枠配分型予算編成方式の導入	財政課	直面する大変厳しい財政状況に対応するとともに、市民の理解と協働に基づいた予算編成を実施する。	行政運営に必要な経費を積み上げ、その財源として歳入を充てていく積上型予算編成方式を採用している。この方式は、細部にわたる積み上げを行うことで内容の明確化、無駄の削減というメリットがある。しかしながら、近年、ますます複雑・増大化する行政需要に伴う歳出の増加と、景気の低迷による市税等一般財源収入の減少は、必要な歳出経費を歳入で賄いきれないという事態を招いている。その結果、財源の年度間調整としての基金のみならず、特定目的基金までも現金残額を大幅に減らすこととなった。	予算編成を歳出主導から歳入主導に転換し、確保できる歳入の範囲内で歳出予算を調整していく。具体的には、予見込める一般財源歳入額を算出し、その金額を歳出目的別に枠配分する。配分された各部署は、市長の行財政運営方針を尊重し、特定財源を模索しながら、配分された一般財源の範囲内で施策・事業の見直しを行って歳出を調整する。その過程において、廃止・後退を余儀なくされる施策・事業について予算編成中の一定の時期に市民に公表し、市民の理解とアイデア、参加による協働を醸成していく。	実施	継続	継続	継続	継続	未定
2) - (1) - ② -C	次年度行財政運営方針の策定及びこれに基づく予算編成方針の策定	企画課 財政課	次年度行財政運営方針を早期に策定して公表し、これに基づき予算編成作業を進めることで、行政運営に対する市民の関心と理解を深める。	毎年3月議会において、新年度予算案の上程とともに市長による施政方針が公表される。これが唯一の翌年度行財政運営についての市長による方針であるが、予算内容及び実施・廃止事業確定後の公表であるため、市民意見の反映と市民の同意を得ることに対し、時間的な余裕がない。また、予算編成方針については予算要求照会時に各部署に対し示されているが、市民に公表されるものはなく、あくまでも要求に係る留意事項としての色合いが強い。	市長による次年度行財政運営に係る方針を予算編成前の早い時期に公表して、その内容に沿って予算編成方針を策定する。そして、市民の反応や意見に耳を傾けながら予算編成作業を進めていくことで、できる限り市民の思いを反映した予算作りと行財政運営を実現していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (2) 財政健全化の推進 ① 内部事務経費の削減

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (2) - ① -A	出資法人等について脱会を含めた見直し	行政改革課 財政課 管財課 関係各課	各種団体への出資金・出捐金や、本市が構成員となっている団体への応分負担的な出資金について、地方公共団体としての適正な出資であるかを検証して見直しを行う。	合併前市町における「出資による権利」をそのまま引き継いでいる。	「出資による権利」について、根本から再考する庁内プロジェクトを立ち上げ、地方公共団体としての出資目的、必要性、出資金額に係る費用対効果等を検討する。これにより、現に必要な最低限の出資のみに絞り込む。そして、経年経過による社会経済情勢の変化等により、出資の目的・必要性が曖昧になったものや、目的を達成したものなどは、積極的に出資金の回収に努める。	実施					
2) - (2) - ① -B	公共施設の統廃合・民営化を含めた再編と施設整備(改修)計画の作成	行政改革課 企画課 関係各課	すべての公共施設について再考し、市町村合併のスケールメリットである施設の統廃合による経費削減と、効率的な管理運営方法への転換を図る。また、施設の老朽化等に伴う改修について整備改修計画を作成し、年次的な整備を行う。	平成18年度に、市長をトップとし特別職、部長級職員等で構成する「公共施設統廃合検討プロジェクト」を立ち上げ、すべての公共施設について、その必要性や効率的な管理運営手法等について協議している。この中で、合併によるスケールメリットを目指し、重複施設等の統廃合について検討している。更には、民営化やアウトソーシング等も含め、管理運営方法の効率化についても検討している。また、各施設の老朽化や機能拡充に伴う改修については、厳しい財政状況から整備改修計画を作成していない。危険回避に係る改修・修繕を優先的に施している。	引き続き、公共施設統廃合検討プロジェクトにおいて、施設の設置目的、必要性、市民の利用状況及び管理運営手法等、多方面から検討し、施設の統廃合や民営化を含めた再編を協議して、市民の理解を求めながら年次的に実施していく。また、本市の公共施設は老朽化の著しい施設が多いことから、安全性と快適性の確保を重点的に、施設の整備改修計画を作成し、計画的な整備を進めていく。	実施			見直し		
2) - (2) - ① -C	公共施設における指定管理者制度の導入促進	行政改革課 関係各課	公共施設の管理運営について、民間の活力とノウハウを活用することで市民サービスを向上させ、併せて、管理運営経費の削減を図るべく、指定管理者制度を導入していく。	平成16年の地方自治法改正により、公共施設の管理運営における指定管理者制度が創設された。これに伴い、地方公共団体は、従来からの管理運営業務委託による公共施設の運営形態に制限が生じ、指定管理者制度の導入を含め、各施設の運営方法を見直す必要が生じた。その結果、平成18年度に19施設、19年度に2施設において指定管理者制度を導入し、市民サービスの維持向上と経費節減を行っている。	公共施設統廃合検討プロジェクトにおいて、施設の管理運営について様々な角度から検討する中で、行政による直営方式に比べサービスの面的にも経費的にもメリットが生じる施設について、年次的に指定管理者制度を導入していく。また、公民館等地域に密着した施設については、民間事業者による指定管理ではなく、それぞれの地域住民による責任を持った自主的な管理運営を促進すべく、地元への指定管理に向けた段階的な移行を実施していく。	検討しつつ、年次的・段階的に実施					
2) - (2) - ① -D	アウトソーシング計画の作成	行政改革課 企画課 財政課 関係各課	公共サービス改革法の主旨に基づき、これまで行政が担ってきた公共サービスを質・価格の両面で優れた民間業者に任せることで、行政のスリム化、効率化を実現する。	従来から、専門性の高い業務や、市が直営するよりも安価で効率的な業務について、民間業者へ業務委託をしてきた。近年は、介護保険制度開始に伴う民間介護事業者への事業主体の移管や、公共施設の管理における指定管理者制度の導入等、制度改正による公共サービスの民営化を行っている。	本市が実施している事務、施策、事業のうち、法的に行政が直接実施しなければならないものや、個人情報保護の観点から適当でないもの等を除き、従来から直営にて対応してきた業務について、質・価格の両面で優れた民間業者に積極的にアウトソーシング(外部発注)していく。定員管理の適正化に伴う職員数の削減を考慮しつつ、年次的なアウトソーシング計画を作成し、市民サービスの維持向上と行政実務の効率化を実現する。	準備	実施	継続	継続	継続	継続

2) - (2) - ① -E	事務コスト削減指針の作成	行政改革課 財政課	事務事業を効率化するとともに、全庁的な連携と創意工夫によりコストを削減することで、歳出を抑制する。	予算要求に際して財政課が各課に通達する予算編成方針において、経費削減の必要性と考え方が示されるが、全庁的な意識統一により義務的に取り組む事務コスト削減指針ではない。 厳しい財政状況に伴う配分予算の減少により、各課で工夫しながらコスト削減に取り組んではいるが、連携性に乏しく、バラツキがある点は否めない。	事務コストを削減するための指針を作成し、コスト削減意識の高揚と全庁的な連携による歳出削減を目指す。 具体的には、複数課にまたがる歳出経費（電気代、水道料、電話代、電気設備保守等）について、一括契約、一括請求による事務経費削減を行い、電気使用機器の設置・使用についても厳格な管理を行う。併せて、各課最終退庁者による節電確認を徹底するとともに、事務用品消費についてのルールを作成して、全庁的に取り組んでいく。	実施	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2) - (2) - ① -F	補助金支出基準の作成	財政課	各種団体等に対する運営補助金や各種事業に対する事業補助金について、統一的な基準に基づき適正な支出をしていく。	本市には補助金等の交付や取扱いに関する統一的な基準がなく、合併時に補助金交付規則を制定し、旧市町で支出していた補助金を原則として引き継いでいる。また、その運用については、各所管課作成の補助金支出要綱により事務処理している。	各種団体等への補助金について、慣例にとらわれず地方自治法第232条の2の主旨に基づき、「公益上必要がある場合」と判断する基準や事務取扱いに関する統一的な基準を作成する。そして、適正な支出を実施していく。	実施			見直し		見直し
2) - (2) - ① -G	電子決裁システムの導入	総務課 人事課 財政課 情報管理課	電子決裁システムを導入し、公文書のデータ化を推進する。そして、事務の効率化、省資源・省スペース及び市民への情報提供の迅速化を図る。	文書管理、財務処理のいずれにおいても、電子決裁システムは導入していない。また、公文書の保管は「紙ベース」で行っている。	平成19年度に、導入についての検討組織を設置し、導入経費、費用対効果、定員管理等を含めて総合的に検討する。 その結果、導入を推進することになった場合、平成20年度からシステム開発に着手するとともに職員研修を開始し、平成21年度から3年間で段階的に導入する。 これにより、決裁の迅速化に伴う意思決定過程の効率化、消耗品費等物件費や人件費の削減、情報公開の迅速化及び公文書保管場所の省スペース化に資することができる。	検討	準備	着手		完了	
2) - (2) - ① -H	縁故債、一時借入金の借入利率に係る入札実施	財政課	縁故債、一時借入金の借入利率を入札することにより、低利な借入れを可能にする。	縁故債のうち、借入先を特定されていない市中銀行等借入分については、従来より応募者利回りにて指定金融機関から借り入れていた。しかし、平成18年度分の借入れについては、一部について借入利率の見積り合わせを実施し、最も低利率を提示した金融機関から借入れを行っている。 また、一時借入金については、従来より指定金融機関から短期プライムレートで借り入れられている。	縁故債、一時借入金を低利に借り入れるため、借入利率について原則として入札を実施する。 なお、入札の体制が整うまでの間は見積り合わせによる利率の比較を行い、体制が整い次第、入札へ移行する。	一部実施	実施	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (2) 財政健全化の推進 ② 事務事業の見直し

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2)-(2)-②-A	職員提案制度の充実	行政改革課 人事課	職員の創造的思考と意識改革の効用を図り、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営に寄与するため、職員提案制度を充実する。	平成17年度に職員提案制度を導入し、行政運営全般について新たな視点からの提案を、職員から常時募集している。平成18年度末までに18件の提案があり、そのうち1件が事業化されている。 採択の可否については、行財政改革推進本部(本部長:市長)において提案者名を伏せ書面で行われており、その結果を提案者に通知している。提案内容や採択の状況について、庁内LANにて職員には公表しているが、市民には公表していない。	提案内容についての正しい理解を促進し、発案者の意欲や想いを披露する場として、希望者には行財政改革推進本部会議にてプレゼンテーションする機会を設ける。また、採択の可否についても、公平・客観的な審査ができるよう評価シートを作成して、多数の項目についての点数化により採択を決定するよう変更する。 また、行政運営について職員の新たな発想を喚起し、提案への意欲を向上させるよう、採用者についての報奨制度を充実し啓発していく。 更に、提案内容によっては、発案者自らがその実現化に携われるよう人事面での配慮も検討していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
2)-(2)-②-B	窓口サービスの向上	人事課 関係各課	市民の利便性向上のため、行政サービス全般に係る窓口業務を1ヶ所で簡素に行う。併せて、取扱曜日の追加や時間帯の延長を実施する。	行政サービスに係る各種申請や手続事務について、関係各課でそれぞれ実施している。取扱時間は、原則として平日の通常開庁時間である。 ただし、特例として、市税の収納強化月間などに夜間納付窓口を設置するほか、住民異動の関係課において、年度替り前後の日曜日に開庁している。	総合窓口の設置を検討し、転入・転出の届出及びこれに伴う各種申請手続きや、住民票、戸籍謄抄本の交付及び各種証明書の発行等をワンフロアで対応し、ワンストップサービスの実現について模索する。併せて、各種申請についても、一枚の申請書で複数の手続きが行えるよう見直す。 また、近年の生活スタイルの変化に対応し、窓口業務の時間延長や土曜日、日曜日等の取扱いについても、市民ニーズを考慮しながら検討していく。	一部実施	検討				
2)-(2)-②-C	公用車の一元管理による経費節減	管財課	公用車の一元管理による効率的な使用により全体数を削減し、公用車の管理に係る経費を節減する。	現在216台の公用車輛を管理している。このうち、防災パトロール車や道路パトロール車等の特定車及び消防車輛や環境衛生車輛等の特殊車輛を除き、122台が一般車輛である。管財課が管理している共用車輛12台以外は各課に配車されており、所管課がそれぞれ管理しているが、この一部には稼働率の低い車輛も存在する。	特定車及び特殊車輛を除き、公用車を一元管理することで、効率的な使用に基づく稼働率の上昇を図る。また、車輛台数を減らしていくとともに、車検費用などを一括発注することで、1台あたりの管理コストを軽減させる。併せて、タクシーやレンタカーの使用や運転委託の活用による経費節減を検討していく。	準備	実施	継続	継続	継続	継続

2) - (2) - ② - D	事務用品等に係る単価契約の実施	財政課 関係各課	全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について、年間使用見込数を提示し、かつ、1回あたりの購入数を増やすことで、購入コストを軽減する。	事務用品等については各課が必要なときに購入している。その際、同一物品の1回あたりの購入金額が10万円未満のものについては、見積り合せ等価格比較は行っていない。	物品調達基金を創設する。そして、全庁的に使用するスタンダードな事務用品等について、年間使用見込数を提示し、かつ、1回あたりの購入数を増やすことを前提に、入札、見積り合せ等価格比較を徹底して単価契約する。これにより、購入単価を抑え事務コストを軽減する。	準備	実施				
2) - (2) - ② - E	下水道事業の見直し	下水道課	計画的な都市基盤整備には欠かせない汚水雨水処理対策について、下水道事業の事業コスト等を勘案して根本から再考し、より効率的な事業実施をする。また、市内で格差のある料金体系を見直す。	下水道整備計画に基づき認可区域を設定し、年次的に管渠及び処理施設の整備を実施しており、普及率の向上に努めている。しかしながら、下水道事業には多額の費用を必要とするため、国庫補助金、受益者負担金及び下水道使用料収入等では、施設の維持管理、水質管理及び建設費を賄いきれず、毎年、一般会計からの多額の繰入金が必要としている。また、合併以降、旧市町の料金体系を継続しており、市内において料金格差が生じている状況である。	浄化槽等安価で効率的な他の汚水処理方法との役割分担について、下水道事業として整備に要する費用と浄化槽設置補助金負担との比較、整備に要する期間及び事業コスト等を勘案するなかで、下水道整備を含めた汚水雨水処理対策全般について、調査研究していく。また、使用料収入の増収を目的に、供用開始後3年以上経過した未水洗世帯に対し各戸訪問等により水洗化を促していく。市内で格差が生じている下水道使用料の料金設定については、平成20年度から市内全域で統一料金とする。	料金改定準備	料金改定実施	汚水雨水対策調査研究 →			
2) - (2) - ② - F	扶助費の見直し	社会福祉課 高齢障害課 児童福祉課 学校教育課	「扶助を必要とする社会的弱者を、社会全体で扶助していく」という相互扶助の原点に立ち返り、適切な扶助行政を実践する。	歳出全体に占める扶助費の構成率が高く、歳出を増大させる一因となっている。特に、近年まで続いた長期にわたる景気の低迷は、雇用環境や所得水準の低下を招き、財政負担を大幅に増大させる結果となった。しかしながら、扶助費は義務的経費に属し、財政状況を理由に安易な見直しができないのが実情である。	自助と自立の原則に基づき、扶助費に係るすべての制度について、扶助の必要性を根本から再考する。国県制度の補完的なもの、目的の達成されたもの、他の制度で補えるもの等について、積極的に廃止縮小の方向で検討していく。一方、真に扶助を必要としている対象者については、適切に行き届いたサービスを提供できるよう制度を充実していく。また、扶助行政に係る事務処理は、豊富な知識や経験を必要とする特殊性が高いことから、適材適所の職員配置と、積極的な研修等による資質の向上に努めていく。更には、生活保護受給世帯等を対象に、多重債務についての相談窓口を市民の協力を得て創設するなど、新たな支援策についても積極的に模索していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (2) 財政健全化の推進 ③ 歳入の確保

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (2) - ③ -A	公金収納対策の強化 債権特別対策室の設置	債権特別対策室 (新設)	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。	税の滞納者に対しては財産調査と差押えを実施している。その他の公金の滞納者については督促状、電話及び家庭訪問等による催告のみで、いわゆる法的措置は行っていない。	債権特別対策室を新設して、全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施する。そして、インターネット公売等積極的な競売による換価措置を行うことで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (2) - ③ -B	費用対効果に基づく 使用料・手数料の見直し(減免基準の見直しを含む)	財政課 関係各課	公共施設使用の対価として使用者から徴収する使用料、及び、特定の者のために提供する公の役務に対しその費用を償うため徴収する手数料について、費用対効果に基づく適正な料金設定を行うことで、負担の公平性を図る。	原則として、使用料については合併時における旧市町の料金設定を引き継いでおり、手数料については旧小野田市の料金設定に合わせている。合併後は、学校施設使用料の一部と住民票等交付手数料及び各種証明手数料の見直しを行ったが、いずれも総体的なコスト把握に基づく料金改定ではない。また、減免の取扱いについては統一的な基準がなく、各所管部署の判断で行われている。	すべての使用料・手数料について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。併せて、減免の取扱いについて統一的な基準を設け、適正な処理を行っていく。	一部実施	実施			見直し	
2) - (2) - ③ -C	ごみ処理手数料の見直し	環境課	ごみ処理には多大な経費を要しているため、その一部は手数料で賄うべきあり、受益者負担の原則・公平の原則により、排出者に対しごみの排出量に応じた負担を求めていく。	環境衛生センター及び清掃工場に持ち込まれる家庭系ごみ及び事業系ごみについては、ごみ処理手数料を徴収しているが、自治会のごみステーションに排出されるごみについては、ごみ処理手数料を徴収していない。	自治会のごみステーションに排出される家庭系ごみについて、その排出量に応じてごみ処理手数料を徴収する。手法としては、現行のごみ指定袋に処理手数料を上乗せする。	検討	実施	継続	継続	継続	継続
2) - (2) - ③ -D	有帆緑地処分場(産業廃棄物処理施設)の見直し	土木課	有帆緑地処分場の産業廃棄物処理施設に係る手数料収入を増収し、建設費の償還に係る経費負担を軽減する。	建設工事の残土処分地の確保と周辺緑地の整備を目的として、環境事業団により建設された当該施設は、完成後、財政投融资への償還を負担するかたちで、旧小野田市に譲渡された。しかし、建設後に施行された「建設リサイクル法」の影響等から、手数料収入が当初の予定よりも大幅に減収となり、多額の償還経費が市の財政を大きく圧迫している。	施設の管理運営等に係るコスト把握を徹底し、費用対効果の観点から適正な価格設定に料金改定する。併せて、環境に配慮した受入品目(安定品目)の拡大や、市内全域或いは近隣市町まで含めた公共工事に係る建設残土の受入れ等について、周辺地域の住民の方々と積極的に協議していく。	準備	実施				

2) - (2) - ③ -E	受益者負担適正化の徹底	財政課 関係各課	受益者負担の原則に基づき、特定のサービスを受ける利用者に応分の負担を求め、受益者負担の公平性を図る。	扶助費に係るサービス利用者負担金や小規模土木事業受益者負担金など、特定の受益に係る負担金については、原則として、合併時における旧小野田市の料金設定及び負担割合を引き継いでいる。合併後、総合的なコスト把握に基づく料金改定等は行っていない。	すべての受益者負担金等について、受益者負担と費用対効果の観点からコスト把握を徹底する。そして、適正な価格設定に伴う料金改定を実施する。 また、職員の通勤車両に係る市役所等公共施設の駐車場使用について、利用料金の徴収を開始する。	準備	実施					見直し	
2) - (2) - ③ -F	広告収入についての統一的な基準作成及び実施	行政改革課 関係各課	広告収入についての統一的な基準を作成する。そして、市の刊行物、郵便封筒や土地、建物等に有料広告を掲載し、財産の有効活用と歳入の確保を行う。	従来から市有地の一部において、広告主の依頼に基づき有料広告看板を設置しており、平成17年度からは、広報紙及びホームページにも広告掲載を開始した。 更に、平成18年度には「山陽小野田市広告掲載要綱」を策定して、広告収入に関する統一的な考え方や基準を定め、市の刊行物や特定目的の郵便封筒及び公用車に広告掲載を開始して、新たな収入を確保している。 また、窓口利用者に配布する封筒についても、広告掲載した封筒を無償で提供してもらうことで、印刷製本費に係る歳出削減を実現している。	現在行っている広告掲載事業について積極的に啓発し、更なる収入確保に努める。また、公共施設における広告掲示や、一般郵便封筒の広告掲載による無償提供等、新たな広告事業についても積極的に展開していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (2) - ③ -G	売却処分も含めた財産管理運用指針の作成	管財課	市及び土地開発公社が保有する財産(土地、建物、物品等)の適正な管理と効率的な運用に資するため、財産に関する管理運用指針を作成する。	財産の管理運用に関する統一的な基準がなく、原則として基本計画に基づく実施計画に沿って、新規取得してきた。 しかしながら、事業計画の変更又は計画そのものの未熟さ等により、結果として、将来的に利用予定のない土地や歪な形状の残地を多く残すこととなった。したがって、これらの先行取得に用いた財政的負担の解消が図れていない。	財産の管理運用に関する指針を作成し、これに基づき、適正な運用を実施していく。 主な内容として、まず、土地の新規取得(先行取得)に関しては、実施が確実である事業計画に基づく取得のみとする。また、事業の用に供する際には、全て一般会計が買い取るものとし残地を残さない。なお、購入価格の算出については、適正な価格設定に努める。 次に、事業の廃止や公共施設の統廃合等により不必要になった行政財産については、速やかに普通財産へ所管替えを行い、早急に売却処分を検討・実施する。 また、現在保有している普通財産及び土地取得特別会計や土地開発公社保有財産のうち、将来行政目的の用に供される見込みのないものについては、定期的に保有状況(場所、面積、価格等)を細かく公開して、早急な売却処分を実施し、取得に要した財源回収に努める。	実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続	

2) - (2) - ③ -H	課税の見直しについて	税務課	市町合併による経過措置として設定された、同一市内で実質的な課税方法や課税範囲が異なる状況を、可能な限り早期に解消して、課税に係る中立公平を実現する。併せて、大変厳しい財政状況に対応するための歳入確保の観点から、課税に係る全体的な見直しを行う。	固定資産税の評価については、合併前の評価方法を継続し、旧小野田地域はすべて路線価方式で評価を行い、旧山陽地域では市街地は路線価方式、その他の地域は比準地方式で評価している。更に、都市計画税については合併前の課税範囲を継続し、旧小野田地域と旧山陽地域で課税範囲に大きな乖離が生じている。また、合併後、税法改正に伴う見直しを除き、税率や課税範囲、課税方法等に係る本市独自の見直しは、行っていない。	固定資産税の評価方法については、原則として路線価方式とする。しかし、路線価方式へ移行することが経済的に非効率である地域については、其他方式(比準方式)での評価とする。なお、両評価方式とも公平性を欠くものではない。都市計画税の格差是正については、都市計画税等検討委員会で検討した結果を踏まえ、平成21年度を第一目標年度として、不均衡となっている課税の解消に努める。また、新たな財源として法定外目的税の導入については、今後一層の地方分権の進展に伴い、全国的な地域の実情に即した他市の課税状況を見守りつつ検討していく。	検討	検討	実施			
2) - (2) - ③ -I	水道使用料・下水道使用料の徴収一元化	水道局 下水道課	対象者、事務処理内容等が重複している水道使用料、下水道使用料の賦課徴収事務を一元化することにより、事務の効率化と収納率の向上を実現する。	水道使用料は水道局で、下水道使用料は下水道課で、それぞれ賦課徴収事務を行っている。収納率については、特に滞納繰越分において、下水道使用料の収納率が著しく低い状況である。	水道使用料、下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、事務の効率化による物件費等経費の削減と、収納率の向上を図る。特に、下水道使用料滞納者についても水道給水に係る制限措置をとることにより、滞納者の納付に対する意識改善と滞納額の減少が期待できる。	検討	準備	実施	継続	継続	継続
2) - (2) - ③ -J	コンビニエンスストア・金融機関ATM・クレジットカード等による公金収納の検討	財政課 関係各課	コンビニ・金融機関ATM等による公金収納を開始することで、納付者の利便性を向上するとともに収納率の向上を図る。	公金の収納方法については、市が発行した納付書による自主納付(市役所、総合事務所、支所、出張所及び金融機関の窓口での支払い)または、金融機関、郵政公社の口座振替で対応している。	地方自治法施行令の改正により、平成15年4月から、地方税の収納事務についても私人の徴収委託が可能となった。これに伴い、市税を含め公金全般の収納について、納付者の利便性の向上を目的として、コンビニ・金融機関ATM等での支払いやクレジットカード決済について検討する。しかしながら、ホストコンピュータの改造等多額の初期投資を必要とすることや、運用費用(コンビニ等へ支払う取扱手数料)が生じることから、導入時期については、ホストコンピュータの次回更新予定である平成24年度以降とする。また、それまでの対応策として、行政機関での収納窓口の延長等、他の有効手段について積極的に検討する。			検討	準備	実施	
2) - (2) - ③ -K	企業誘致の推進	商工労働課 人事課	市内の企業団地へ積極的に企業誘致を推進することで、団地造成時の初期投資額を回収し、市税の増加や雇用の創出を図る。	企業誘致の打開策として、確実かつ有効な情報を収集すべく、誘致に関する情報提供者に成功報酬を支払う情報提供報奨制度を、平成18年度に創設した。また、平成19年度には、山口県企業立地推進室に職員を派遣して県との連携を密にし、より積極的な誘致を展開している。	専任職員の配置を含め、更なる誘致展開を模索していく。また、行政執行部と議会が連携したトップセールスや、経済開発懇話会等における意見聴取及び情報収集、県との密なる連絡連携など、効果的な誘致活動を実施していく。併せて、商工会議所や山口東京理科大学との産学公連携を推進して企業の内発促進への環境づくりの支援を行い、新たな産業の創出に努めるなかで、企業誘致の機運を醸成していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (3) 人事制度改革 ① 公営企業も含めた定員管理

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2) - (3) - ① -A	【再掲】 総合的な定員管理計画の作成公表及び適正な定員管理の実施	人事課 病院局 水道局	本市の実情を様々な角度から検証し、スリムで効率的な行政運営に必要な適正職員数を常に把握する。そして、適正な定員管理計画を作成し人事管理を行っていく。	平成17年度末に公表した行財政改革プランにおいて、国が示す類似団体との比較により、水道局、病院局を除く定員管理目標数値を公表した。 更に、平成18年度には、病院局、水道局も含めた総合的な定員適正化計画を作成し公表している。	平成18年度に作成・公表した総合的な定員適正化計画に基づき、適正な人事管理を行う。 そのため、公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、或いは、提案型公共サービス民営化やアウトソーシングなど、行政運営形態の変化に対応していく。 併せて、社会経済情勢の変化等に伴う行政需要や市民ニーズ複雑化、多様化にも対応する必要があり、今後、職員数が激減することが予想される中で、経過的な手法も加えながら、定員適正化計画の適時適切な見直しを行う。	実施	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
2) - (3) - ① -B	勸奨退職制度の適正化	人事課	適正な職員数に向けての人数削減と、職員層の新陳代謝促進を目的として、勸奨退職制度の対象者や手続き等を明確にし、制度運用の適正化を図る。	退職手当に関する条例において、普通退職と比べ手当の割増しなど優遇措置がされている。また、職員退職勸奨実施要綱を作成し、これに基づき、勤続年数20年以上という要件を満たしている職員がその申し出を行った場合には、勸奨退職とし、自己都合退職とは異なった取扱いをしている。	勸奨退職制度については、職員の新陳代謝と組織の活性化、行政能率の維持・向上及び人事管理の適正化・効率化という本来の目的に加え、近年は、職員数の削減及び退職手当支出の分散化を図る側面からの活用も生じている。このことから実施要綱を改正し、勸奨退職制度の適正な運用を図っていく。		実施				
2) - (3) - ① -C	任用替えについての基準作成	人事課	職員の任用替えについての基準を作成し、規則化することで、実情に応じた任用替えを実施する。	職員の任用に関する規則がなく、任用替えについては、地方公務員法第15条の規定に基づき試験を実施している。	市町村合併に伴う行政のスリム化、効率化により、必然的に公共施設の統廃合や管理運営体制の見直し、市場化テスト及びアウトソーシング等が推進される。これに伴い、職員の任用替えについての必要性も増加することが予想される。 職員の任用に関する規則を制定し、その中で任用替えについての基準や取扱いを盛り込んでいくことで、適正な任用に基づく職員配置を実施していく。	実施					

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (3) 人事制度改革 ② 国の制度を基本とした勤務体系、職員給与体系の見直し

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						~H19	H20	H21	H22	H23	H24~
2) - (3) - ② -A	フレックスタイム・時差出勤制度の導入	人事課	近年の社会情勢、生活スタイルの変化等に対応し、利用者側に立った配慮に基づく行政サービスとして、開庁時間の延長等がもたらされている。これをできるだけ経費をかけずに実施するため、人件費削減の手段として出勤体制の見直しを行う。	条例・規則等に職員の勤務時間についての定めがあり、これを超える勤務については時間外勤務手当を支給している。フレックスタイム及び時差出勤制度の規定はない。しかし、保育所においては勤務時間の割振りとして、実質的な時差出勤を行っている。また、閉館日が平日である出先機関や、24時間体制の職場については、週休日の割振りを行っている。更には、休日出勤については、平日における代休取得により時間外勤務手当の支給を抑えている。	フレックスタイムについては、地方公務員法により適用できない(労働基準法の適用除外)。時差出勤については、任命権者による勤務時間の割振り又は変形労働時間制の採用(規則の改正が必要)により可能であることから、住民ニーズにできる限り沿った行政サービス時間帯を実現していく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (3) - ② -B	退職手当支払日の見直し及び分割支給制度の導入	人事課	職員の退職手当に係る支払日の見直しを行い、複数回に分割できる制度を導入することで、年度途中における資金繰りによる利息負担を軽減する。	退職手当に関する条例により、退職した日から1ヶ月以内に全額を支払っている。病気や死亡による退職を除き、ほとんどが3月31日付の退職であることから、毎年4月における退職手当支払額がかなりの金額になる。金融機関からの一時借入金を充てて支払うこともあり、財政運営に係る資金繰りを圧迫している。	退職手当に関する条例を改正し、退職手当の支払日を市税の納期や普通交付税の公布日の数日後(例えば、5月末、7月末、9月末)に設定する。併せて、分割支給できる制度を導入して、本人同意のもと分割支給することで、1回あたりの支払負担を軽減する。これにより、資金繰りに伴う金融機関等からの一時借入額を軽減し、支払利息を減額する。	準備	実施				

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (3) 人事制度の改革 ③ 人事育成体制の整備

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (3) - ③ -A	人材育成方針(職員研修を含む)の作成	人事課	総合的な人材育成方針を作成し、時代や環境の変化等に的確に対応できる人材の育成を計画的に実施する。	人材育成基本方針策定指針により、地方公共団体は国(総務省)から、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を作成するよう指導されている。また、平成16年に地方公務員法が改正され、職員研修に関する基本的な方針を定めることが追加された。本市においては、職員の研修に関する規程はあるが、人材育成全般に関する方針はない。	国の指針を基本として本市独自の計画も盛り込んだ人材育成全般に係る基本方針(職種別の目指すべき職員像)を作成し、職員の資質と人材育成能力の向上を図る。	実施			見直し		
2) - (3) - ③ -B	職員派遣等についての基準作成	人事課	職員派遣等についての基準を作成し、適正な人事配置を行う。	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、公共の福祉の増進に資することを目的に、市の事務又は事業と密接な関係を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行う必要がある団体に対して、職員の派遣を行っている。また、職員のスキルアップを目的に、実務研修の一環として県へ職員派遣している。	職員の派遣については、現行の法律において目的・派遣先団体等に係る明確な規定があるので、改めて基準を作成する必要はないと考える。引き続き、適正な処理を行っていく。また、職員のスキルアップを目的とした県等への派遣については、現行どおり実務研修というかたちで継続する。併せて、民間活力を肌で感じ、そのノウハウを職員が身につけて行政実務に活かすべく、民間団体への実務研修としての派遣についても検討していく。	検討	検討				
2) - (3) - ③ -C	新たな人事評価制度の導入	人事課	職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、人材活用、任用、人事配置及び給与等に活用する。併せて、公務の特性を踏まえながら能力・実績を重視した人事管理を行う。	従来から実施している、配属や職務に対する自己申告制度及び上司による部下の評価制度に加え、平成18年度から新たに部下による上司の評価制度を導入した。これらは、人事異動における適材適所実現のためには有効な制度といえるが、公務員制度改革大綱及び人事院勧告に基づく能力評価及び業績評価とは異なっている。	個々の能力開発段階に応じた人材育成と並行して、公務員制度改革大綱による新たな公務員制度の主旨及び人事院勧告による能力・実績を重視した人事管理に沿った新たな人事評価制度を導入する。人材育成基本方針を作成後、各職種別の人事評価を検討し、平成21年度以降段階的に実施していく。	検討	段階的に実施 →				

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (4) 組織体制の改革 ① 施策・事業の見直しと連動した柔軟な機構改革

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (4) - ① - A	【再掲】 公金収納対策の強化 債権特別対策室の設置	人事課 債権特別対策室 (新設)	公金の滞納者に対する厳格かつ適正な滞納処分を実施することで、収納率の向上と市民負担の公平化を実現する。	税の滞納者に対しては財産調査と差押えを実施している。その他の公金の滞納者については督促状、電話及び家庭訪問等による催告のみで、いわゆる法的措置は行っていない。	債権特別対策室を新設して、全ての公金の滞納状況を一元管理する。併せて、一定期間、一定金額以上の悪質滞納者に対し、財産調査と差押えを実施する。そして、インターネット公売等積極的な競売による換価措置を行うことで、公金収納率の向上と市民負担の公平化を図る。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (4) - ① - B	入札・契約を一元的に所掌する部署の設置	監理室 人事課	地方自治法及び本市財務規則に基づいた適正な契約事務を実施する。	契約相手方の決定について、一般競争入札は実施していないが、平成18年度に「簡易公募型指名競争入札」を導入した。また、工事請負全般、業務委託の一部及び印刷製本の一部については、監理室において指名競争入札を実施しているが、その他の契約については、各課において見積り合せによる随意契約を行っている。契約書の作成等事務遂行については、各課で行っている。	地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約可能なものを除き、本市の締結する全ての契約について競争入札を実施できるよう、入札事務及びそれに伴う業者登録事務等を一元的に所掌する部署を設置する。また、一般競争入札の導入について、電子入札の活用と合わせて検討する。更には、軽微な随意契約を除き、契約締結事務全般についても一元的に管理し、適正な事務遂行を実現する。	準備	実施	継続	継続	継続	継続
2) - (4) - ① - C	水道局・下水道部門の統合(上下水道の一元管理)	水道局 下水道課	水道局と下水道課を部門統合して一括管理することで、スケールメリットによる事務の効率化と、窓口の一本化による市民サービスの向上を実現する。	水道事業、工業用水道事業は、公営企業法の全部適用により事業管理者による管理運営を行っている。一方、下水道事業は、公営企業法の一部適用(財務適用)により市長による管理運営を行っている。	水道局と下水道課を部門統合して一括管理運営とすることで、事務の効率化に伴う人件費、物件費等経費の削減と、窓口の一本化に伴う市民の利便性向上を図る。水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を全て公営企業法の全部適用として事業管理者による一括管理とするのか、下水道事業は現行の一部適用を継続し市長管理のまま事務を一括処理するのか等、詳細な内容及び実施時期等について、平成19年度以降検討していく。	検討	検討	検討			

アクションプラン(行動計画)

2) 社会経済情勢に対応した行財政運営システムの構築 (4) 組織体制の改革 ② 横軸連携型組織体制の構築

整理番号	項目	所管部署	あるべき姿(目標)	現 状	取 組 内 容	取 組 年 度					
						～H19	H20	H21	H22	H23	H24～
2) - (4) - ② -A	部門横断的な問題解決に対する体制づくり	人事課 企画課 行政改革課	複数の部署にまたがる行政課題に対し、部門横断的な連携体制を早急に整え、迅速かつ適切な対応を行う。	縦割りの組織機構となっており、部門横断的に複数課で対応すべき行政課題に対し、主管となって関係課を調整する機能を有する部署がない。また、職員の意識面においても、従来からの縦割意識が根強く、複数課の連携体制による課題解決や、所管事務ではないプロジェクトなどへの参加等について、モチベーションが低い点は否めない。ただし例外として、災害緊急時における防災対策については、従来から緻密な役割分担と連携協力体制が確立している。	社会経済情勢の変化や地方分権の推進に伴い、年々複雑かつ増大化する市民ニーズに、適切かつ迅速に対応することを目的に、縦割りの組織機構にとらわれず、部門横断的な連携協力体制を調整する機能を新設する。併せて、連携協力がスムーズに行われ最大限の効果を発揮できるよう、職員の意識改革にも取り組んでいく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続
2) - (4) - ② -B	災害等緊急時の防災体制の充実	総務課 消防本部 関係各課	災害等の緊急時に、行政として迅速かつ的確な対応ができる体制を瞬時に整える。	緊急時に備え関係各課の役割分担と行動内容を、予め細部にわたり取り決めている。これに基づき、災害発生の際には、各人が統一された意識のもと適切に行動している。	近年における自然災害の増大化や、生活スタイルの変化等に伴う災害時の住民ニーズの多様化に対応するため、従来にもまして迅速かつ的確な防災体制を整えられるよう、職員意識の徹底と常日頃からの準備を充実させていく。	実施	継続	継続	継続	継続	継続